



asahi-nanohana

あさひなののはな保育室



令和5（2023）年度

# 入園の しおり

〒340-0015 草加市旭町3-4-15  
社会福祉法人わかば会  
あさひなののはな保育室  
☎/FAX 048-936-2568

## 1 保育室案内

保護者の労働等(保育を必要とする事由)のため、家族で保育ができない保護者(父母等)に代わって保育する施設です。通常保育の他に、保護者のお仕事等による、延長保育を実施します。

### ○保育を必要とする事由



①就労



②求職活動



③妊娠、出産



④疾病



⑤障がい



⑥介護、看護



⑦就学



⑧虐待

⑨その他(①～⑧に準ずる理由)

## 2 保育の方針

乳幼児期は、基本的な生活習慣や人とのコミュニケーション能力など、人間形成の基礎を育む大切な時期です。より良い環境のもとで、各年齢の発達段階に合わせた保育をしながら、ご家庭と協力してお子様を育てていきます。

### ◎保育目標◎

- ・心も体も丈夫な子に育てます
- ・四季折々の行事を取り入れ、情緒豊かな個性を育てます
- ・日常生活、社会生活に必要なことを楽しく身につけていきます

### ◎保育方針◎

- ・大事なお子様を安心してお預けいただけるように、愛情豊かなスタッフ(有資格者・保育経験者)が、各年齢の発達段階に合わせた保育を行っています
- ・生きる力の基礎を養う大切な時期を、ご家庭と協力してお子様を育てていきます

## 3 保育室の生活

伸び伸びと全身を十分に動かして遊び、自主的に様々な事を経験し、健康的な心と身体を作っていきます。

子ども達が様々な事に興味、関心を持てるよう、四季折々の保育行事にも力を入れ、感情豊かな心を育てていきます。

各年齢の発達に合わせてトイレトレーニングや一人でのお着替えなど日常に欠かせない基本的な生活習慣が身につくよう支援します。

## 4 開園日・時間・休園日

### (1) | 開園日について

項目	保育時間	延長保育時間
開園日・開園時間	月曜日～土曜日	7:00～19:00
保育標準時間認定	7:00～19:00	18:00～19:00
保育短時間認定	8:30～16:30	7:00～8:30 / 16:30～18:00
延長保育時間	延長保育	18:00～19:00 ※延長保育の利用に当たっては、通常保育料の他に別途利用者負担が必要となり、施設に直接お支払いいただきます。
その他	土日・祭日に保育室行事があります(年間行事計画参照)	

## (2) | 休室日について

日曜日、祝日および国民の休日 / 年末年始 12月29日～1月3日 / その他必要とする日

### 5 ならし保育

**新**入室児は、保育室の生活に慣れるまで、ならし保育(短時間保育)を行います。

入室直後は子ども達も緊張しがちで丁寧な保育が必要です。

新しい環境に少しずつ慣れ、スムーズに保育室の生活に馴染んでいけるよう、ご協力をお願いします。

1～2日目 9:00～11:00 午前ミルク(0歳児のみ) おやつ(1～2歳児のみ)の提供があります。  
3～4日目 9:00～12:30 午前ミルク、午前おやつ・給食の提供があります。  
5～6日目 9:00～15:30 午前ミルク、午前おやつ・給食・午後おやつの提供とお昼寝があります。  
※ならし保育の期間は、概ね1週間程度としています。

産休・育休期間や求職活動中等は基本的に9時～16時のお預かりが子どもにとって最善です。

### 6 保育の利用について

**土曜保育**を利用される方は申請書の提出が必要です。

シフト勤務の方は前月までに翌月分のシフトの提出をお願いします。お仕事がお休みの日はなるべくご家庭で過ごし、子どもとのスキンシップを十分にはかりましょう。

### 7 クラス分け

当保育室では、以下の通りクラスを設定しています。  
クラス対象は以下の通りです。

年齢別クラス		生年月日
2歳児クラス	とんぼ組	令和2年4月2日～令和3年4月1日
1歳児クラス	みつばち組	令和3年4月2日～令和4年4月1日
0歳児クラス	ちょうちょ組	令和4年4月2日～生後56日

### 8 必要書類

入所申込書または在籍園児調書  重要事項説明同意書  認定通知書のコピー  
 健康診断書(園医のもの)  健康保険証コピー  
 子ども医療受給者証のコピー  アレルギー調査票  食事調査票(0歳児のみ)

※在室中に申込書の記載事項や保険証の変更等が生じた場合は、速やかにその旨をお知らせください。

※アレルギーがある方は、医師記入の保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表、保護者の同意書が必要です。

## 9 手続き

- (1) | 入室後保育課等への諸手続きは、すべて保育室を通して行うことができます。職員まで申し出てください。必要書類を提出してください。
- (2) | 転居や結婚・離婚等で世帯構成が変更になった場合や勤務先等に変更があった場合、保育を必要とする事由に変更があった場合など、申請内容に変更があったときはすみやかに申し出てください。
- (3) | 月の途中での退室や、園児や保護者の疾病・ケガによって1ヶ月以上連続して欠席する場合には予め保育室まで申し出てください。

## 10 保育料

### (1) | 教育・保育給付認定について

保育室の利用に当たっては、保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。市から認定を受け、支給認定書を交付してもらってください。認定に変更があった場合は必要書類を提出してください。

### (2) | 利用者の負担額(保育料)等について

月保育料は、保育室を運営するために必要な経費の一部を、保護者に負担して頂くものです。保育料は、父母等の市区町村民税額(父母が非課税の場合は同居の祖父母の税額)で決定します。昼食、ミルク、おやつ、保険料は保育料に含まれます。

利用初月は5日までに、次月より前月末日までに集金袋に入れて保育室までお持ちください。(釣銭のないようご協力ください。)

### <利用者負担額(保育料)について>

令和5(2023)年度の利用者負担額(保育料)は、次の「令和5(2023)年度利用者負担額(保育料)表(2・3号認定)」に基づき、父母等の市区町村民税額(※)、クラス年齢・保育の必要量(標準時間・短時間認定)より算出し年2回決定します。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			4月1日時点の年齢です	保育料は(月額)円 ( )内は保育短時間
国際階層	市階層	定義	3歳未満児	
①	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び重婚である世帯	0 (0)	
②	B	非課税(※)	0 (0)	
③	C	均等割の額のみ	6,000 (5,000)	
	D1	A階層を除き 市区町村 民税課税世帯 であって、 その所得割額の 区分が次の区分に 該当する世帯	1,000円未満	8,500 (8,300)
	D2		1,000円以上 19,600円未満	11,100 (10,900)
	D3		19,600円以上 29,300円未満	13,700 (13,400)
	D4		29,300円以上 38,900円未満	16,300 (16,000)
D5	38,900円以上 48,600円未満		18,500 (18,100)	
④	D6		48,600円以上 57,700円未満	21,200 (20,800)
	D7		57,700円以上 60,700円未満	21,200 (20,800)
	D8		60,700円以上 72,800円未満	23,500 (23,100)
⑤	D9		72,800円以上 77,101円未満	25,700 (25,300)
	D10		77,101円以上 84,900円未満	28,000 (27,500)
	D11	84,900円以上 97,000円未満	28,000 (27,500)	
	D12	97,000円以上 121,000円未満	32,600 (32,000)	
⑥	D13	121,000円以上 145,000円未満	37,200 (36,500)	
	D14	145,000円以上 169,000円未満	42,000 (41,200)	
	D15	169,000円以上 195,400円未満	47,600 (46,700)	
	D16	195,400円以上 221,800円未満	50,700 (49,800)	
	D17	221,800円以上 248,200円未満	53,800 (52,800)	
⑦	D18	248,200円以上 274,600円未満	56,900 (55,900)	
	D19	274,600円以上 301,000円未満	60,000 (58,900)	
⑧	D19	301,000円以上 397,000円未満	68,700 (67,500)	
		AからD18階層までに該当しない世帯	76,000 (74,700)	



### (3) | 延長保育料について(18時~19時)

やむを得ない理由で、通常保育時間内の送迎が困難な園児に限り、心身の発達状況を考慮した上で、延長保育を利用することができます。

延長保育をご利用の場合は事前に申請が必要となります。利用日2週間前には申請をお願いします。

朝夕それぞれの時間帯ごとに1日30分300円、1カ月単位では3000円です。

※延長保育料は1カ月の月極めの場合は前月末日までに、その他は延長した際その都度の集金となります。

※延長保育で18:00を過ぎる場合は必ずご連絡をお願いします。

短時間認定児	7:00~8:30	600円
	16:30~18:00	600円
	18:00~19:00	600円
標準時間認定児	18:00~19:00	600円

### (4) | その他保育用品、行事等必要な費用について都度実費で集金させていただきます。

## 11 給食

給食については全年齢で、完全給食(主食、副食、間食)を実施します。

献立予定表は、前月末日に配布します。アレルギー等をお持ちのお子様に対しては、医師記入の保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表、保護者の同意書をもとにアレルゲンの除去を行います。状況によってはお弁当をご持参していただく場合もあります。アレルギー等がある場合は献立の食材にない場合でも医師記入の保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表、保護者の同意書のご提出をお願いします。

☆ 食事の提供方法・・・自園調理

☆ 食事提供を行う日・・・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。



## 12 保育日課

\*年齢により多少の変更があります。

	0歳児クラス	1・2歳児クラス
7:00	開室・順次登室・健康観察・遊び	
9:10	朝の会・ご挨拶・歌・リズム 授乳・おやつ	朝の会・ご挨拶・歌・リズム おやつ
9:40	外気浴・室内遊び 沐浴・水遊び(夏季)	戸外遊び・室内遊び プチ体操教室・水遊び(夏季)
11:30	昼食	昼食
12:30	お昼寝	お昼寝
15:00	起床・検温 授乳・おやつ 外気浴・室内活動	起床・おやつ 戸外遊び・室内活動
16:00	お迎えにより順次降室	
18:00	通常保育終了・延長保育	
19:00	閉室	

### 【プチ体操教室】

2歳児クラスは4月から、1歳児クラスは9月から専門講師をお迎えして、月に2回(変動あり)体操指導を取り入れています。マットやボール遊び、踏み台や跳び箱など、発達に合わせた運動遊びを体験します。



## 13 年間行事

年間計画に準じて行いますが、都合により日程等が変更になる場合もあります。毎月お便りでお知らせします。  
**身**体測定、避難訓練は毎月、該当月にお誕生日会を行っています。  
**★**印は保護者参加型の行事になります。

4月	・お花見 ★個別面談	8月	★夏まつり会	12月	★個人面談 ・クリスマス会 ・年末休み (12/29~12/31)
5月	・こいのぼり制作持ち帰り ・母の日制作持ち帰り ★親子遠足	9月	・敬老の日制作持ち帰り ・お月見会 ★保育士体験 ・健康診断 ・歯科検診	1月	・お正月休み (1/1~1/3) ・七草 ・鏡開き ・お正月遊び会
6月	・衣替え ・父の日制作持ち帰り ・室外保育	10月	・衣替え ・カレーパーティー ・ハロウィンパーティー	2月	・豆まき会 ★発表会
7月	・七夕集会 ★引き取り訓練	11月	・七五三参り ・大根掘り ★公開保育	3月	・ひな祭り会 ・お別れ遠足 ★懇談会 (あさひなのはな会) ・お別れ会

## 14 送迎

- (1) | **送**り迎えは、保護者が責任を持って自宅から保育室まで付き添ってください。園児のみでの登室・降室は禁止です。登室したときは確実に職員に託し、降室するときも必ず職員に声をかけてください。

---

- (2) | **入**所時に登降室カードと開錠カードをお渡しします。  
**登**降室の際は、開錠カードを機械にかざして入室してください。入所時に1枚お渡ししていますが、2枚以上必要な方はお預かり金1,000円がかかります。退所時にカードを返却ください。お預かり金を返金致します。紛失された場合は1枚につき1,000円いただきます。登降室カードはお手持ちのパスモ・スイカ・フェリカ機能付きスマートフォン等にも登録する事ができます。その際は無料で行っています。  
**登**降室の際は、必ず登降室カードを機械に通してください。入室時に1枚お渡ししていますが、2枚以上必要な方や紛失された方は再発行手数料100円がかかります。

---

- (3) | **乳**児用バギーを利用しての登室の場合、お預かりはできませんので必ずお持ち帰りください。自転車も同様です。

---

- (4) | **普**段と違う方が送り迎えをする場合は、必ず事前に保育室に連絡をして登降室カードを送迎の方にお渡しください。カードがない場合は、身分証明書の提出を求める場合があります。

---

- (5) | **登**降室の時間を守ってください。申請時間内でのお預かりとなります。欠席の場合や遅れる場合は、昼食の用意やお散歩に出してしまうため、電子連絡帳又はお電話で必ず午前9時までにご連絡ください。早退する場合も事前に連絡をお願いします。また、病気で欠席するときは病名をお伝えください。

---

- (6) | **送**迎の道順を決めておいてください。

---

- (7) | **お**迎えは、早く帰れる保護者が迎えに来てください。

---

- (8) | **登**室の際、受け入れには混雑により時間がかかる場合がございますので時間に余裕をもってお越しください。

## 自転車での送迎について

- (1) | **自**転車でお子様を送迎される場合、ヘルメットを着用ください。安全には十分な配慮をお願いします。
- (2) | **子**どもを乗せたまま保護者が自転車から離れ転倒すると重大な事故につながります。
- (3) | **前**抱っこをしての自転車利用は大変危険ですのでお止めください。
- (4) | **雨**の日の傘さし運転は自身の運転が不安定になるだけでなく、周囲の人を危険に巻き込むことがありますので絶対にしないでください。

## 車での送迎について

当保育室には、保護者様の送迎用として、当保育室横に1台分の駐車場があります。車での送迎時は必ず駐車場をご利用ください。

路上に長く駐車をされると、一般の方へ迷惑が掛かってしまいます。路上での引き受けは致しませんのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 15 持ち物

※持ち物にはすべてフルネームで見やすいところへ記名をお願い致します。

### (1) | 入室時の持ち物

品名	年齢	備考
着替え (肌着・シャツ・ズボン・靴下)	0~2歳児	3組以上 (保育室でお預かりします。使用した場合補充をお願いします。)
おむつ (布おむつ可)	0~2歳児	15枚以上 (1パックでもお預かりします) 枚数が15枚以下になりましたらお声がけしますので補充をお願いします。 不足になった場合は1枚100円で販売します。
布おむつカバー (布おむつの場合)	0~2歳児	3枚以上 (紙おむつの場合は必要ありません)
おしりふき	0~2歳児	1パック なくなりそうになりましたらお声がけしますので追加をお願いします。 不足になった場合は1パック200円で販売します。
お昼寝用上掛け	0~2歳児	1枚 (夏: タオルケット・冬: アクリル毛布等) 週1回洗濯をお願いします
乳首	0歳児	3つ (スリムタイプのM丸口)
よだれかけ (スタイ)	0歳児	必要枚数

### (2) | 毎日お持ちいただくもの

品名	0歳	1歳	2歳	備考
お荷物バッグ	1	1	1	収納場所が限られている為、30×45cm程度のもの (外側に10×15cm程度の記名又は名札を付けてください)
* 水筒 (水又はお茶)			1	通年 (紐付きプラスチック製)
* ベビーマグ	1	1		使えるようになったら通年
* 汚れもの袋	1	1	1	スーパー等の袋 (お荷物バッグに入れてきてください)

※靴は運動靴で、かかとに名前を書いてください。

※1.2歳児の敷布団、シーツは保育室にて貸し出しとなりますので、ご用意の必要はありません。

是非  
ご利用ください!

※【メリーズオムツサブスクサービスについて】

初月  
無料

当保育室ではKaoすまいるのメリーズオムツサブスクサービスを導入しています。お申込みいただくと毎月定額2,980円(税別)で各サイズのオムツ、おしりふきを直接保育室まで配送。家から持ってくる必要なし。オムツに記名する手間も省けます。利用希望の方はお申し出ください。

サブスクのオムツ、おしりふきは保育室内のみでの使用となります。持ち出しはできませんのでご了承ください。





## ※【デジタル連絡帳について】

当保育室では連絡帳・出欠確認を「はいチーズ！ノート」を利用したスマートフォンやタブレットでのデジタル連絡帳を採用しています。下記の注意事項を確認してご使用ください。登録については別紙の手順書をお配りします。

### 【注意事項】

1

お子様のご家庭での様子や食事、排泄の情報等、連絡帳の記入をお願いします。

保育室からの連絡は17時以降に配信します。17時以降合同保育になってからの排泄等はお迎え時口頭でお伝えします。

2

お休みの連絡は朝9時までに理由の記入と合わせてお願いします。

9時を過ぎての登室やお迎え時間に変更がある場合は当日朝9時までに登室時刻、降室時刻の記入をお願いします。朝9時を過ぎて入力する場合は、職員が保育中により随時確認ができないため、入力とあわせて園へ電話をお願いします。

## 16 服装

- (1) | 衣服は清潔で着たり脱いだりすることが簡単なものにし、活動しやすい衣服をお願いします。
- (2) | 靴は運動靴で歩きやすく、足に合ったサイズのを履かせてください。  
サンダル、ブーツでの登室は控えてください。また、置き靴はせずに毎日お持ち帰りください。
- (3) | フードや紐付きの洋服はなるべく避けてください。  
お友達同士でひっばってしまい、事故の原因になりやすいです。
- (4) | 長い髪のお子様はなるべく髪を結んでください。シリコンゴムは誤飲の可能性があるので避けてください。

## 17 健康管理

### (1) | 定期健康診断等

- ・健康診断・・・年2回
- ・身長体重測定・・・毎月1回
- ・歯科検診・・・年1回

### (2) | 病気・ケガなど

- ・肘内障(亜脱臼)、ひきつけ、喘息、その他持病のあるお子様はあらかじめ保育室にお伝えください。
- ・十分に注意して保育していますが、集団生活ですので、子どもたちの関わりの中ですり傷、ひっかき傷、かみ傷、こぶ傷などができてしまうことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・爪は短く切って登室するようにしてください。
- ・疾病の集団感染を未然に防ぐため、予防接種をしましょう。
- ・薬を飲んでいるときは、登室を控え家庭でゆっくり静養してください。
- ・保育中に発熱、その他異常があった場合は、保護者に連絡しますので日中の連絡先に変更がある場合には必ずお伝えください。
- ・虫よけリングや虫よけテープは誤飲の危険がある為使用をしないでください。

保育室では夏季室外に出る場合は虫よけスプレーを使用しています。

0歳児・・・天使のスキンベープ(フマキラー)      1歳児～2歳児・・・サラテクト(アース)

※登室前から対応したい場合はお家でスプレーやジェルタイプをご利用ください。

### (3) | 保育室でお預かりする薬について

基本的に保育室で薬のお預かりはしていません。健康上、投与が必要な場合、保育室に預けていることを主治医に伝えるだけ「朝・夕の2回処方」または「朝・夕・寝る前処方」にしてもらってください。  
塗り薬の場合も保育時間内に使用するべきかどうか医師にご相談ください。

- ・やむを得ず保育室に薬を預ける場合は、必ず下記を守ってください。状況により投与できないことがありますのでご了承ください。

- |            |                        |           |
|------------|------------------------|-----------|
| ①投与依頼書を記入  | ②処方箋持参(ない方は医師記載の与薬依頼書) |           |
| ③薬は1回分のみ持参 | ④薬の袋に名前を記入             | ⑤薬は職員に手渡し |

- ・ホクナリンテープなど貼り薬を貼付して登室する際にはテープに名前を記載するようお願いいたします。(登室の際に貼付していることを職員にお伝えください)剥がれてしまった場合、間違え防止のため貼り直しは行いません。

#### (4) | 感染症について

感染症に罹った場合は、必ず保育室まで連絡してください。

伝染病（※P10、P11参考）にかかった場合は、登室が停止になり再登室の際は、医師記入による意見書、又は登園届が必要になります。

#### (5) | 保育室で園児が負傷した場合

保育室内外遊び、保育室での生活の中で、大きな事故に繋がらないように日々指導、保育を行っておりますが、時には事故やケガにつながってしまう場合もあります。その際下記の流れに添い、対応させていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

##### 【施設長又は園医の判断で受診が必要ないとされるとき】

- 傷を流水できれいにします。
- 流血があれば止血をします。
- 絆創膏や大きめのガーゼ等で創傷部を覆います。

##### 【緊急性はないが医療機関の受診が必要とされたとき】

- 応急手当後、保護者に連絡をします。
- お迎えに来て受診していただくか保育を継続して降室後受診するかご判断を仰ぎます。
- 仕事の都合上お迎えが困難で、当室で受診させてほしいと判断される場合は保育室にお申し出ください。

##### 【緊急性があり、保護者に連絡がつかないとき】

- 応急手当をし、保護者に連絡の後、急ぎ受診の手配をします。
- 保護者に連絡がつかなくても緊急に受診が必要と判断される場合は園医に相談のもと適切に受診し、処置した後に報告になることもありますので、できるだけ連絡のつく番号を緊急連絡カードに記入をお願いいたします。（連絡先の変更時も速やかにお申し出ください）

① 子どものケガや体調不良の際は保護者同伴のもと、できるだけ受診して頂くようお願いいたします。

② 緊急を要する体調不良は救急要請することありますが、緊急を要しないと判断される場合は保護者のお迎えを待ちます。

③ 緊急を要するケガで、仕事の都合でお迎えが困難な際は、保育室の職員が付き添っての受診が可能であればお連れしますのでお申し出ください。

その際、後ほど保険証と子ども医療受給者証の原本を持って病院へ行きご精算ください。

④ 保育室でお連れする際、医療機関については、保護者の希望をお伺いします。  
希望医院が受診可能範囲であり、医師が対応可能であれば受診となります。希望のない場合は園医又は受け入れ可能な機関を受診します。

⑤ 緊急の場合は救急隊(119)の指導に従います。

日頃、園児の安全については万全を期していますが、万一ケガをした場合は、医療費の保護者負担額が5,000円を超えた場合に、日本スポーツ振興センターから給付を受けられます。その他、損害賠償保険(1事故10億円限度)、生産物責任賠償保険(1事故10億円限度)、東京海上日動火災保険に加入しております。(一時預かり児含む)

#### 【感染症に関わる届出について】

次の病気は、再登室の際医師が記入の意見書、又は保護者記入の登園届が必要です。

意見書（医師記載）、登園届（保護者記載）は園にあります。P10、P11をコピーしてもお使いになれます。また、草加市および園のホームページからもダウンロードすることもできます。

保育園関連届出書式は  
こちらから



登 園 届 (保護者記入)

園長

入所児童名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

病名 (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑 (リンゴ病)
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発疹

(医療機関名) \_\_\_\_\_ (令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日受診)において

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から登園致します。

記入日：令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者氏名： \_\_\_\_\_

保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、「登園届」の記入及び提出をお願いします。

感染症名	感染しやすい時期	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日感	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が取れること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹		解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと

# 意見書（医師記入）

（宛先） \_\_\_\_\_ 保育施設長

入所児童名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

病名（該当疾患に☑をお願いします）

<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか）※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	風疹
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能と判断します。 記入日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名： \_\_\_\_\_

医師名： \_\_\_\_\_

※必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することができます

感染病名	登園の目安
麻疹（はしか）※	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ※	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
風疹	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）※	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （0157、026、0111等）	医師により感染の恐れがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

参考資料：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」

保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。

【嘱託医】

医療機関の名称	西倉小児科医院
嘱託医名	西倉 潔
所在地	草加市旭町4-9-2
電話番号	048-941-7250

【嘱託歯科】

医療機関の名称	西倉歯科医院
嘱託医名	西倉 徹
所在地	草加市旭町4-9-2
電話番号	048-946-4182

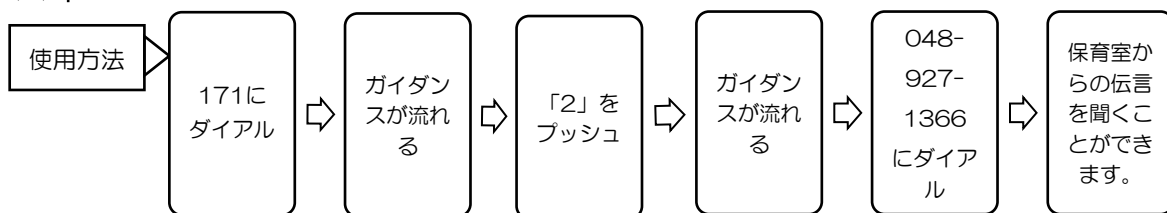
※当保育室は、上記の医療機関と嘱託医契約を締結しています。  
 病気でお休みの場合は嘱託医への受診をお願いします。  
 健康面で悩みなどがあれば園医が随時対応します。施設長まで申し出てください。

18 災害発生時

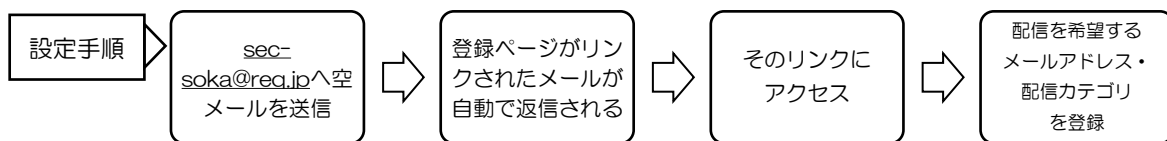
- (1) | 災害が発生した時、あるいは発生の恐れがある時は、すみやかに保育室へお子様を迎えに来てください。
- (2) | 保育室の第1避難場所は高砂小学校です。事前に確認をお願いします。
- (3) | 草加市では、災害時子ども安心メールシステムを導入しています。手順については、別紙資料を配布します。

- メール登録は、年度末(3月31日)にすべて消去いたします。新年度になりましたら再度ご登録をお願いいたします。
- 緊急時以外にも保育室からのお知らせ等を配信させていただきます。(月1回程度)
- 情報発信専用メールです。**返信はできません。**

- (4) | 災害時災害伝言ダイヤル(171)を利用すると災害時に保育室の録音した伝言を聴くことができます。



- (5) | 草加市では、防犯・災害情報等を草加市安心メールにて配信していますのでご利用ください。



- 受信設定 | **迷惑メール防止用のフィルタを設定されている場合には、3種類の配信元ドメインを受信設定してください。**

3種類の配信元ドメイン

@city.soka.saitama.jp
@leaf.ocn.ne.jp
@image.ocn.ne.jp

配信内容

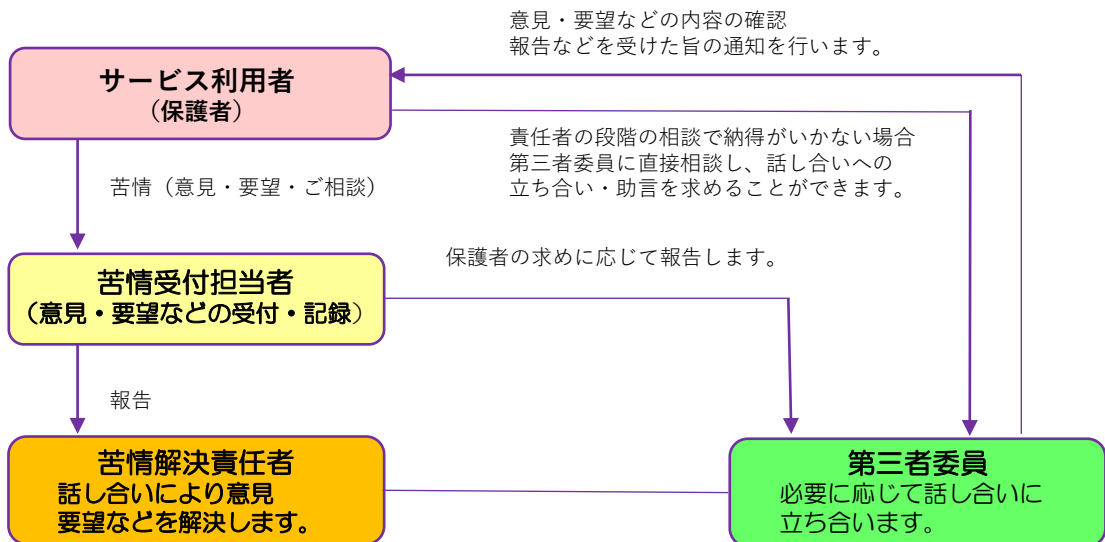
- 災害に関する情報(避難所関係、避難情報、被災情報、ライフライン等の状況、公共施設等の被災状況、警戒区域設定等の情報)
- 気象等の警報に関する情報(大気中の放射線量、水道水中の放射線物質、気象等の警報に関する情報、光化学スモッグ)
- 交通安全に関する情報(交通安全に関する情報、交通死亡事故)
- 火災に関する情報(建物火災)
- 防犯に関する情報(ひったくり、路上強盗、侵入強盗、不審者、迷い人、悪質商法等)
- その他・犯罪対策・犯罪の発生に関する情報

## 19 苦情対応

苦情については施設長が窓口になり対応にあたります。何かありましたら遠慮なく申し出てください。また、(福)わかば会では第三者委員を設置しています。苦情解決について申し出る事が出来ます。詳しくはホームページをご覧ください。

苦情解決責任者	あさひなのはな保育室 施設長
苦情受付担当者	あさひなのはな保育室 全職員
第三者委員	山田 基司 インテックス法律特許事務所 所属 弁護士・弁理士 電話番号 03-3263-3213
	豊永 誠 日本福祉大学福祉学会 総合社会福祉研究所 所属 信州豊南短期大学講師 電話番号 0263-83-5146

### 苦情解決のしくみ



## 20 連絡事項

- (1) | ご家庭との連絡は、印刷物または園の掲示板・災害時子ども安心メール等でお知らせします。送り迎えの際には必ず掲示板も確認してください。
- (2) | 保育中、名札を利用します。洋服等への穴が気になる方は穴の開かないピンをご利用ください。
- (3) | 虐待の疑いがあった場合には、当保育室の虐待マニュアルに沿って対応させていただきます。気になることがありましたら施設長または担任までお声掛けください。
- (4) | 保育室に対するご意見・ご要望・ご相談などありましたら、遠慮なくお申し出ください。
- (5) | その他わからないことは、施設長までお気軽にご相談ください。

## 施設の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 わかば会
代表者氏名	理事長 熊井 慶尚
法人の所在地	草加市谷塚仲町353-1



## 施設の運営主体

施設の種類	小規模保育A型
施設の名称	あさひなのはな保育室
施設の所在地	草加市旭町3-4-15
施設の電話番号	048-936-2568
施設のFAX番号	048-936-2568
施設のHP	<a href="https://www.asahi-nanohana.com">https://www.asahi-nanohana.com</a>
開設年月日	平成28年4月1日
利用定員(年齢別)	0歳児・・・6名 1歳児・・・6名 3歳児・・・6名
園舎の延床面積	76.43㎡
園舎の構造	鉄骨3階建て1F
設備の種類	冷暖房、床暖房、自園給食設備
職員体制	施設長・保育士・栄養士・調理員・子育て支援員・その他 合計15名
3歳児以降提携先幼稚園	草加みどり幼稚園 草加市栄町3-3-12 048-936-0815



